

奈良県告示第三百四十五号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、奈良県土木マネジメント部河川整備課及び奈良県郡山土木事務所に
おいて縦覧に供する。

令和五年二月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 河川の名称 一級河川淀川水系穴虫川
- 二 廃川敷地が生じた年月日 令和五年二月二十四日
- 三 廃川敷地の位置、種類及び数量

位 置	種 類	数 量
生駒市北田原町一一四九番六〇地先から 生駒市北田原町一一三二番二八地先まで	土地	一七・七四平方メートル
生駒市北田原町一一三二番二〇地先から 生駒市北田原町一一三四番四地先まで	土地	四四・七一平方メートル
生駒市北田原町一一四九番四六地先	土地	六・六〇平方メートル